

市長への手紙（令和5年度分）

「避難所対応について」

令和5年の水害時、避難所の駐車場に車両のみを避難させた方が多数いたことにより、避難者の収容に支障をきたした。民地の管理者等と協定を結び、非常時に車両のみを避難できるような対応はとれないか。また、日頃から広報やホームページ等により周知できないか。

【回答】

現在、茂原市では、車両のみの避難が出来るように各種災害協定を結び、災害が発生し又は発生するおそれがあると茂原市が判断した場合に、協力要請を行うことで使用できるようになっております。このことを平時から公表することについて相手方と協議した結果、市からの協力要請が出る前に個人の判断で営業中の駐車場に車を置かれることを防ぐため、公表するのは難しいという見解をいただいております。従いまして、災害が発生するおそれがある段階で早めに相手方と協議をし、駐車場の確保を行った後に市公式ウェブサイト及び防災無線にて公表をするよう努めます。

令和5年の台風第13号による大雨では、避難所への車両のみの避難が多く、避難者の収容に支障をきたしたということです。今後につきましては、避難所と連携し、車両のみの避難の場合には避難所の駐車場を利用しないよう注意喚起するとともに、出前講座及び訓練等の際にも周知を図ってまいります。

防災対策課としましても災害時に使用可能な駐車場の確保に努めてまいりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

【担当課：防災対策課】